

平成3年度 個人住宅等建築に伴う

# 市内遺跡発掘調査

平成4年3月

奈良女子大学蔵書



931001521007

御所市教育委員会

210.2

93

平成3年度 個人住宅等建築に伴う

# 市内遺跡発掘調査

平成4年3月

93100152

御所市教育委員会

## 例 言

1. 本書は国庫及び県費の補助を受け、市内で平成3年度に実施した、個人住宅等建築に伴う事前発掘調査の成果をまとめたものである。
2. 収録した各調査は下記の通りである。

1, 鴨都波遺跡	第13次調査
2, 東寺田遺跡	第1次調査
3, 佐田遺跡	第3次・第5次調査
4, 櫛羅ナムギ遺跡	第2次・第3次調査
5, 宮山古墳周堤隣接地	立会調査

なお、現地調査は1・2を御所市教育委員会技術職員 藤田和尊が、3・4・5を同木許 守が担当した。
3. 遺物の製図は藤村藤子が行った。それ以外の製図と本文の執筆・編集及び写真撮影には各担当者があたった。
4. 遺物実測図の縮尺は1／3に統一した。文中の遺物番号・挿図・図版中の番号は全て統一した。
5. 各調査地の土地所有者、植野芳子・片上博孝・米田数夫・溝嶋慥・一瀬昭憲・清嶋隆一（順不同）の各氏には調査にあたり全面的なご協力を頂いた。記して深謝致します。

## 本文目次

1, 鴨都波遺跡 第13次調査	2
2, 東寺田遺跡 第1次調査	5
3, 佐田遺跡 第3次・第5次調査	8
4, 榑羅ナムギ遺跡 第2次・第3次調査	10
5, 宮山古墳周堤隣接地 立会調査	12

## 挿図目次

図1 調査の対象とした遺跡と周辺の遺跡	1
図2 調査地位置図	2
図3 トレンチ配置図および遺構平面図	3
図4 土層断面柱状図	4
図5 出土遺物	4
図6 調査地位置図	5
図7 トレンチ配置図	6
図8 土層断面柱状図	6
図9 4層出土遺物	7
図10 土層断面柱状図	8
図11 第5次調査出土遺物	8
図12 調査地およびトレンチ配置図	9
図13 調査地およびトレンチ配置図	11
図14 第3次調査西壁断面土層図	10・11
図15 調査地位置図	12

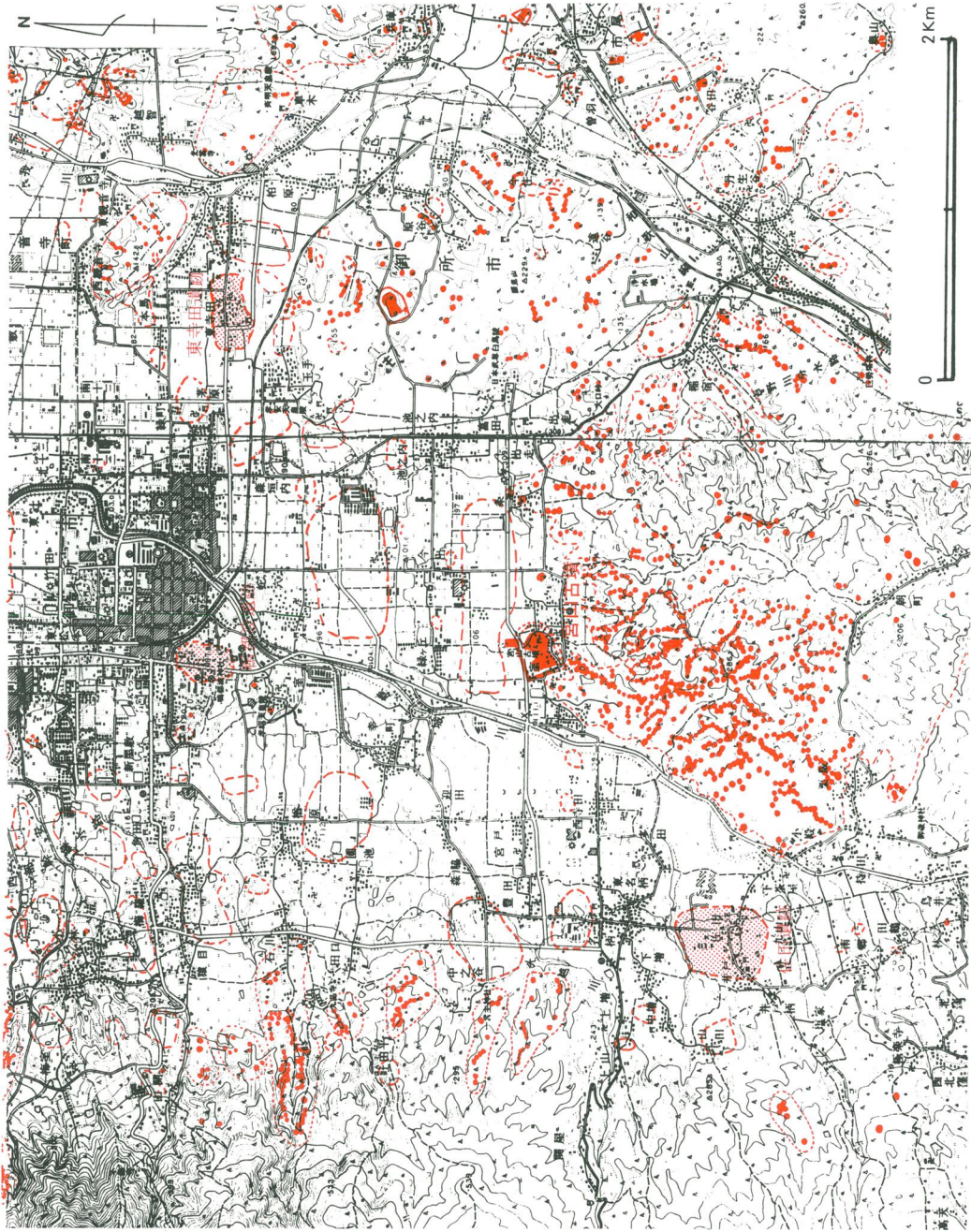


図1 調査の対象とした遺跡と周辺の遺跡

# 1. 鴨都波遺跡第13次調査

## 1, 調査の契機と経過

平成3年4月1日、御所市三室7番地在住の片上博孝氏より、同地に既設の木造家屋を取り壊して、新たに木造家屋を建築したいとの工事で、文化財保護法第57条の2に基づいて発掘届が提出された。当該地は鴨都波遺跡（奈良県遺跡地図16-B-42）の一面に相当しており、事前に発掘調査が必要と判断されることから、当委員会はこれを奈良県文化財保存課に進達し、奈良県文化財保存課より、当該地の取り扱いに関する通知があったので、これを受けて文化財保護法第98条の2に基づいて発掘調査通知を提出し、調査は同年6月1日に実施した。

調査区の設定は、北から、工事の掘削深度が最も深い浄化槽部分を第1トレンチとし、新築建物の基礎工事の及ぶ掘削深度、地表下50cmの状況を確認するために設定した、敷地中央部を東西に横断するものを第2トレンチ、庭の部分に設定した幅2m、長さ6mのトレンチを第3トレンチとし、

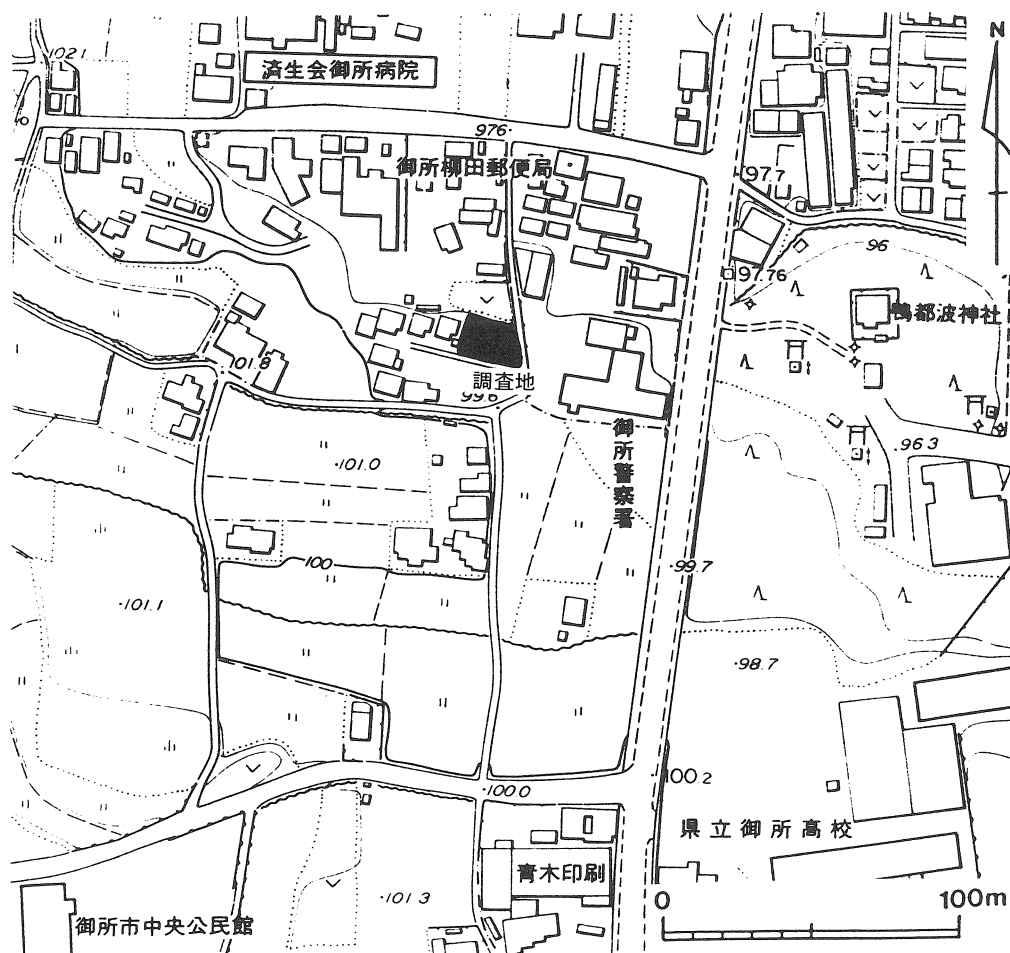


図2 調査地位置図

それぞれをユンボを用いて掘削した。なお、第3トレンチは、建物基礎に関わりがなく、したがって調査後に建物基礎が沈むなどの事態が生じる不安がないので、最も深くまで掘削したトレンチで、遺構面の検出を目的に設定したものである。

## 2, 調査の成果

### 《第1トレンチ》

浄化槽設置のための掘削範囲・深度に合わせて設定した東西1m、南北2mのトレンチで、基本層序は、厚さ30cmの盛土の下に①16cmの旧耕土、②68cmの旧床土、③暗灰褐色粘質土（包含層）となっている。③の包含層からは、弥生時代中期（Ⅲ様式）から布留式期の土器片やサヌカイトのフレークなどが10点ばかり出土した。

### 《第2トレンチ》

南北1m、東西15mのトレンチで、既述の通り建物基礎との関係で、掘削できる深度は地表下50cmと制約を受けている。基本層序は厚さ30cmの既存の盛土の下に、①16cmの旧耕土、②旧床土となっている。

### 《第3トレンチ》

東西6.5m、南北2.0mのトレンチで、基本層序は、厚さ52cmの盛土の下は、①13cmの旧耕土、②43cmの旧床土、③52cmの暗灰褐色粘質土（包含層）、④暗灰色砂混り粘質土（遺構ベース面）となっている。④層を切り込んだ2棟の住居跡らしき“落ち込み”の上面を、トレンチの最下底で検出したが、涌水著しく、それ以上の調査を断念した。

西の落ち込みの埋土、⑤黒灰色粘質土からは弥生V様式の高杯脚部などが出土、東の落ち込みの埋土も⑤黒灰色粘質土で、焼土部分からIV様式の甕口縁部付近などが出土し、これらはそれぞれの

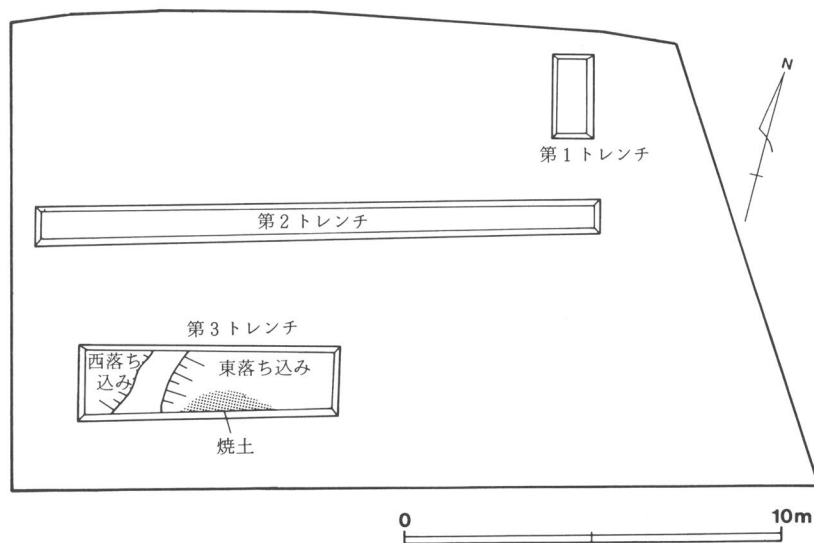


図3 トレンチ配置図および遺構平面図

住居跡の帰属時期を示すものと思われる。

なお、③の包含層からも高い密度で、第1トレンチと同様の各種遺物が出土した。

### 3, まとめ

第3トレンチで検出した遺構面は、南方約120mの第12次調査地における第2遺構面に相当するもので、検出した2基の“落ち込み”が住居跡であるとする、今回の調査地と第12次調査地の間にも、とぎれることなく高い密度で居住区が展開していたことを推定できる。

工事の掘削深度が遺構面に及ばないこともあって、調査は制約の多いものであった。こういった場合の調査方法、あるいは調査を及ぼす範囲や深度など、今後検討をしなければならない。

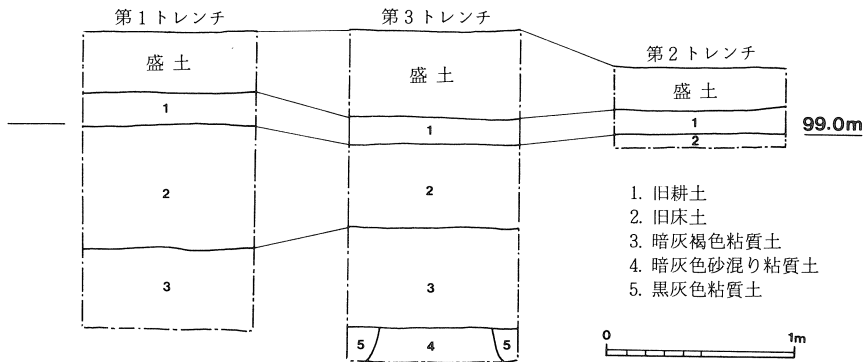


図4 土層断面柱状図

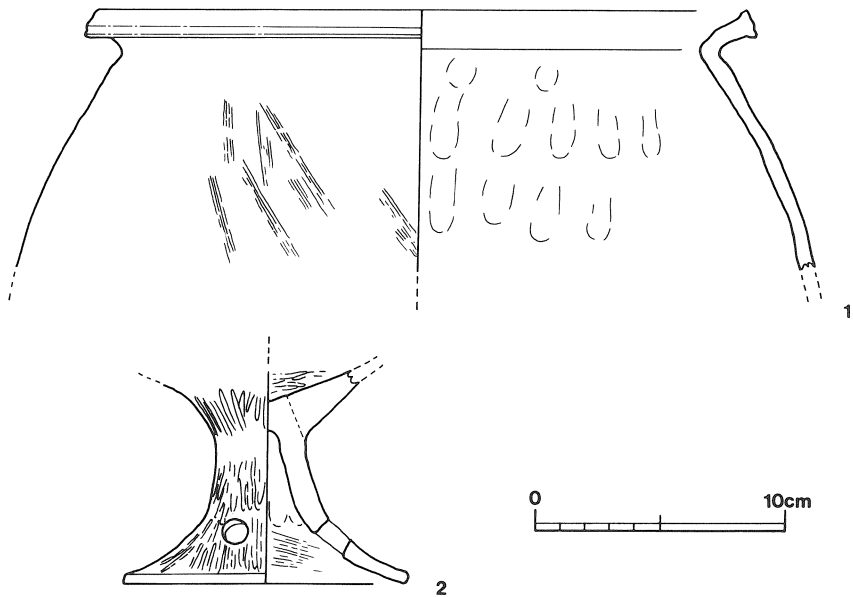


図5 出土遺物 (1 = 東落ち込み、2 = 西落ち込み出土)



## 2. 東寺田遺跡 第1次調査

### 1. 調査の契機と経過

平成3年4月15日、御所市柏原141在住の米田数夫氏より、御所市玉手82-3について個人住宅建築の目的で、文化財保護法第57条の2に基づいて発掘届けが提出された。当該地は奈良県遺跡地図16-B-411に相当するため、事前に発掘調査が必要と判断されることから、当委員会は、これを奈良県教育委員会文化財保存課に進達し、奈良県文化財保存課から、取り扱いに関する通知があったので、これを受けて文化財保護法第98条の2に基づいて発掘調査通知を提出し、6月11日から6月13日まで、実働2日半の調査を行った。遺跡の名称は周辺大字名から東寺田遺跡とする。調査区の設定は、擁壁の基礎工事によって掘削される部分に設定した南北方向のトレンチを第1トレンチ、同じく東西方向のトレンチを第2トレンチとし、おのおの擁壁基礎の工事深度の及ぶ50cmまでを掘削した。また、庭の部分に、南北方向に設定した、幅2m、長さ11mのトレンチを第3トレンチとし、それぞれのトレンチをユンボを用いて掘削した。なお、このトレンチは、建物基礎等に関わりが無い箇所遺構の検出を目的として設定したもので、最も深くまで掘削した。

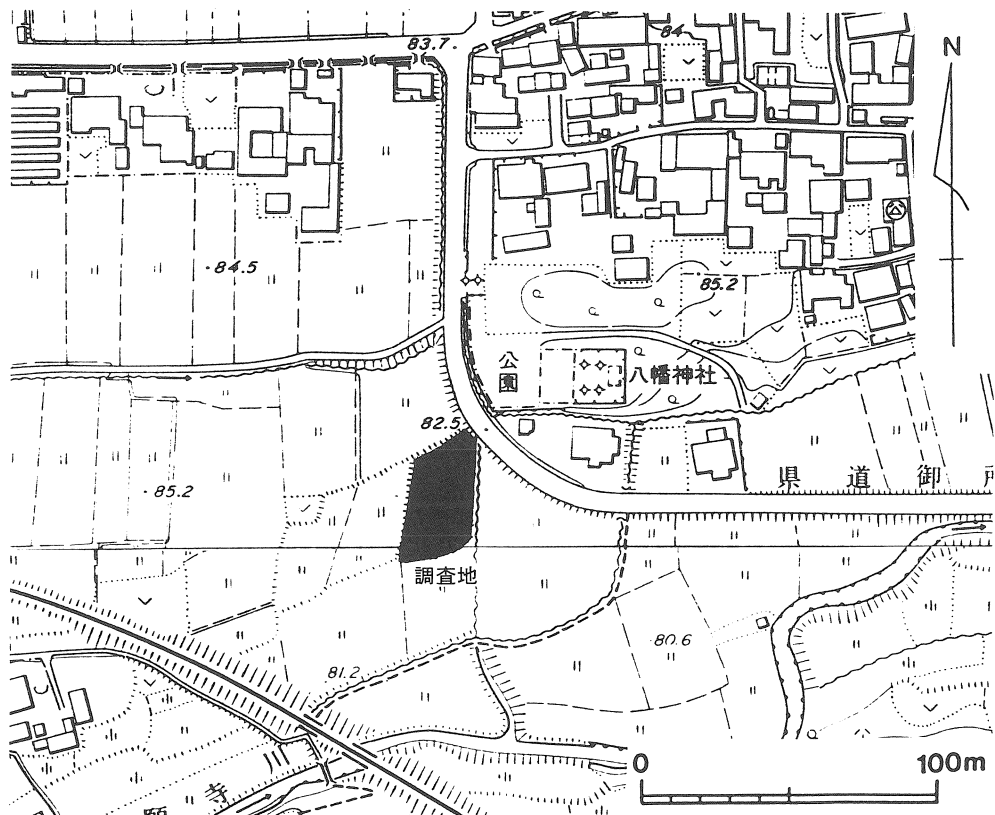


図6 調査地位置図

## 2, 調査の成果

第1・第2トレンチは、共に擁壁の掘削深度に合わせ、地表から50cmしか掘削できなかったため、おおむね①表土②床土を掘削できたのみである。床土内より計10点ばかりの磁器、瓦器、土師器の破片が出土した。一方、第3トレンチでは、より下層の包含層までを調査することができた。基本層序は①表土(24cm)、②床土(12cm)、③青灰色粘質土(17~55cm)、④暗灰色粘質土(47~15cm)、⑤淡灰黄色砂層となっており、④⑤層は遺物包含層である。⑤層まで掘削した時点で、湧水が著しくなったので、今回の調査の性格に鑑み、これ以上の掘削を断念した。④層からは、弥生V様式の甕の破片やサヌカイトのフレークを最古の遺物とし、以降、布留式土器、6世紀代の須恵器、8世紀代の須恵器・土師器、12世紀代の瓦器など、長期にわたる各種土器片のほか、12世紀の瓦器の時期のものと思われる小形の下駄などの木製品も出土した。なお、この下駄には飛ぶ鳥などが墨書され、文字(未判読)が陰刻されている。⑤層の掘削は、湧水のため一部に留まったが、ほぼ布留式期に限定できる各器種の破片が出土している。

## 3, まとめ

東寺田遺跡の発掘調査を今回初めて行ったわけであるが、いままで分布調査で知られただけであったこの遺跡について、その遺物相などがかなり明確になったことは、最も重要な成果であったといえよう。包含層内出土遺物とはいえ、弥生時代から中世に至る各種遺物の存在は注目され、今後、本格的な調査を実施する場合には、少なくとも3面の遺構面を想定してかかる必要があると考えられる。また、湧水点が高いので、有機質の遺物の遺存度も高く、調査費の予算化の段階でこれらのことについて、十分に配慮が必要であろう。

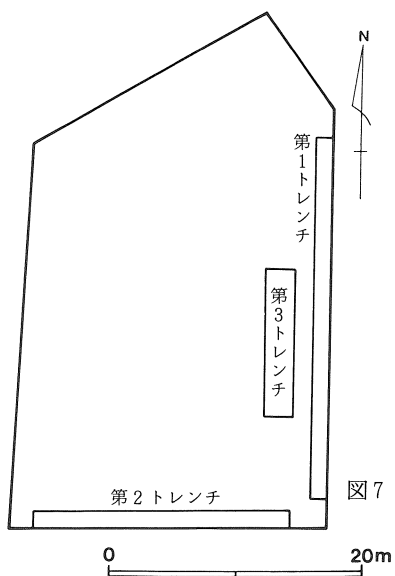


図7 トレンチ配置図

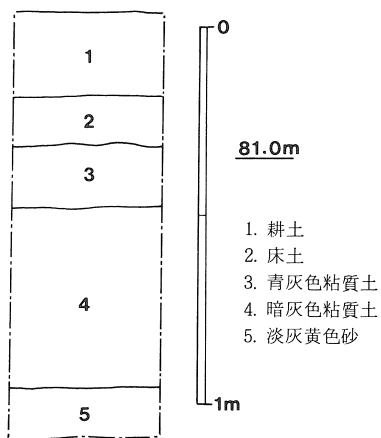


図8 土層断面柱状図

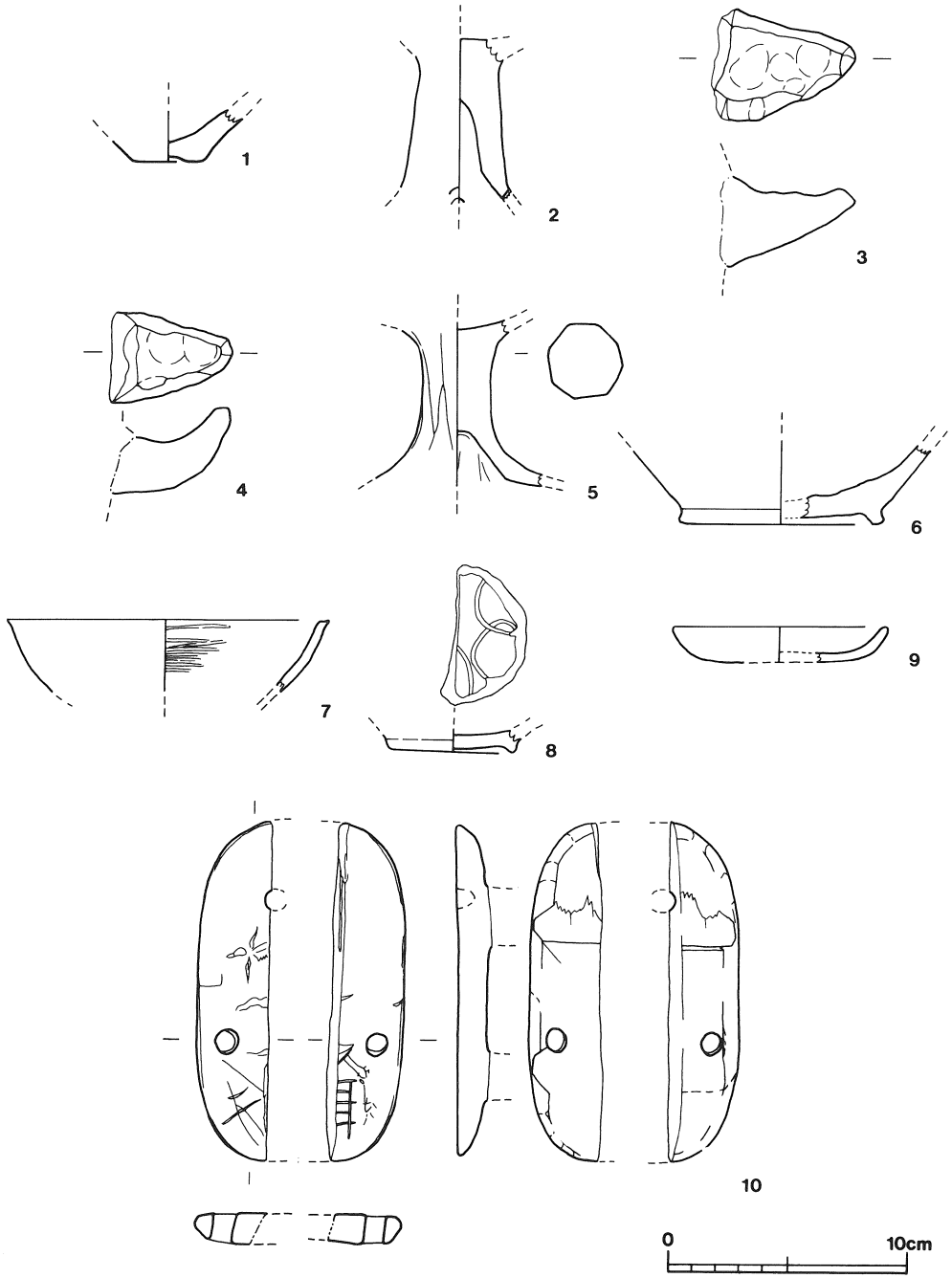


图9 4層出土遺物 (S = 1/3)

### 3. 佐田遺跡 第3次・第5次調査

#### 1, 第3次調査

平成3年3月24日、御所市南郷41番地在住の植野芳子氏より、御所市南郷186-3について、個人住宅建築に伴い、発掘届けが提出された。当該地付近は既に2次にわたる発掘調査を実施したところであり、いずれの調査においても遺構は検出できず、遺跡の範囲外の可能性の高いところであったが、奈良県遺跡地図では16-D-2の縁辺部として周知されていることから、調査を平成3年4月26日に実施した。遺跡の名称は遺跡中心地と目される部分の大字名により佐田遺跡とする。調査地の現状は、斜面を削平し、平坦面を造成した畑地で、トレンチは、旧地形の斜面に直行するかたちで幅1.8m、長さ10.5mのものを設定した。

結果は、さきの1・2次調査と同様で、厚さ35cmの耕作土の下はすぐに地山に達し、遺構は認められなかった。遺物は須恵器小片・磁器小片各1点が耕作土内より出土したのみである。以上の状況から、今回の調査地も遺跡の範囲外であるものと思われる。

#### 2, 第5次調査

平成4年1月20日、御所市佐田120-1在住の溝畠 隼氏より、御所市佐田127番地について、木造2階建住宅の建築を目的とする発掘届けが提出された。当該地は、佐田遺跡の範囲内に相当する。

当該地は、既にプレハブ住宅が設置されているが、当時の工事は掘削を伴うものではなかったため、今回の調査に至ったものである。今回提出された発掘届けに対して、当市教育委員会は、工事による掘削が30cmに留まるものであることから、下層の状況を知る目的で敷地西辺部でのトレンチ調査を行いたいとの意見書を付して、これを奈良県教育委員会に進達し、併せて発掘調査通知を提出した。

調査は平成4年2月6日に行った。建物建築予定地を避けて、幅1.6m、長さ約4mのトレンチを設定、断面観察、遺構の存否確認に努めた。結果、現地表は、プレハブ設置時に約20cmの盛り土がされており、旧耕作土、床土下、遺物包含層（褐黄色砂質土・厚さ約30cm）が認められた。この直下は明黄褐色砂礫の地山であるが、遺構は認められなかった。

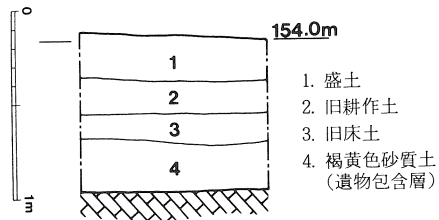


図10 土層断面柱状図

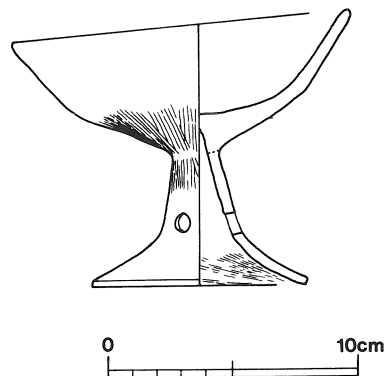


図11 第5次調査出土遺物



図12 調査地およびトレンチ位置図

遺物は、包含層中より、図示した高杯1点がほぼ完形で出土したのみである。全体的には、脚部にやや大きめの杯部が接合する。杯部の底部外面及び脚部内外面をハケ調整し、杯部内面及び口縁部外面はナデで仕上げる。焼成は良好であり、色調は内外面とも赤褐色を呈する。須恵器出現直前期に位置付けられるものであろう。

調査の結果、遺構は検出されず、遺跡の中心はより高所の西南部に存在するものと思われる。遺物はこのいずれかの場所から流されて来たものと思われる。

## 4. 櫛羅ナムギ遺跡 第2次・第3次調査

平成3年11月28日、御所市櫛羅2144番地在住の清嶋隆一氏より、御所市櫛羅2128番地について、木造2階建住宅の建築を目的とする発掘届が提出された。同氏はまた、平成4年1月22日、同櫛羅2145についても、農業用倉庫建築を目的とする発掘届を提出された。当該地は、いずれも櫛羅ナムギ遺跡（奈良県遺跡地図16-B-39）の範囲内である。当市教育委員会は、農業用倉庫建築予定地について、建物の基礎工事が現耕作土除去後、約25cmの掘削で止まるものであるから、工事時の立会調査を行いたいとの意見書を付して、この発掘届を奈良県教育委員会に進達し、併せて発掘調査通知を提出した（第2次調査地）。一方、住宅建築予定地については、工事では、建物部分は現耕作土除去後の掘削を一切行わないことから、深さ1mの掘削を伴う擁壁部分等について発掘調査を行いたいとの意見書を付して、同じく奈良県教育委員会に進達し、発掘調査通知を提出した（第3次調査地）。

### 1. 第2次調査

調査は、平成4年2月17日に行った。調査地は、西から東に下る緩やかな傾斜が比較的急になる傾斜変換点のやや高所よりに立地する畑地である。建物基礎杭は、11箇所を設定されたが、いずれも現床土内に収まるものであった。遺物は、この床土より土師器片・瓦器片を検出したが、細片であるため詳細な時期は不明である。

このように、今回の立会調査では、遺構の存否確認はできなかったが、それが存在するとしても、工事は掘削深度が浅く遺構に影響を与えるものではなかった。

### 2. 第3次調査

調査は平成3年2月20日に着手、2月25日に終了した。擁壁部分の基礎工事の深さまでを掘削した（幅1.6m、長さ44m）。調査地の基本層序は、図示したとおり、概ね水平堆積であり、①耕作土、②黄褐色砂質土（厚さ70～110cm）、③暗赤褐色砂礫土（厚さ約30cm）、④暗灰色粘質土（約15cm）、⑤地山（暗褐色砂礫）の順である。工事では、第③層の上面から約10cmの掘削で止まるため、第③層の厚みおよび下層での遺構の有無を確認するため、1箇所に幅60cm、長さ2mのサブトレンチを



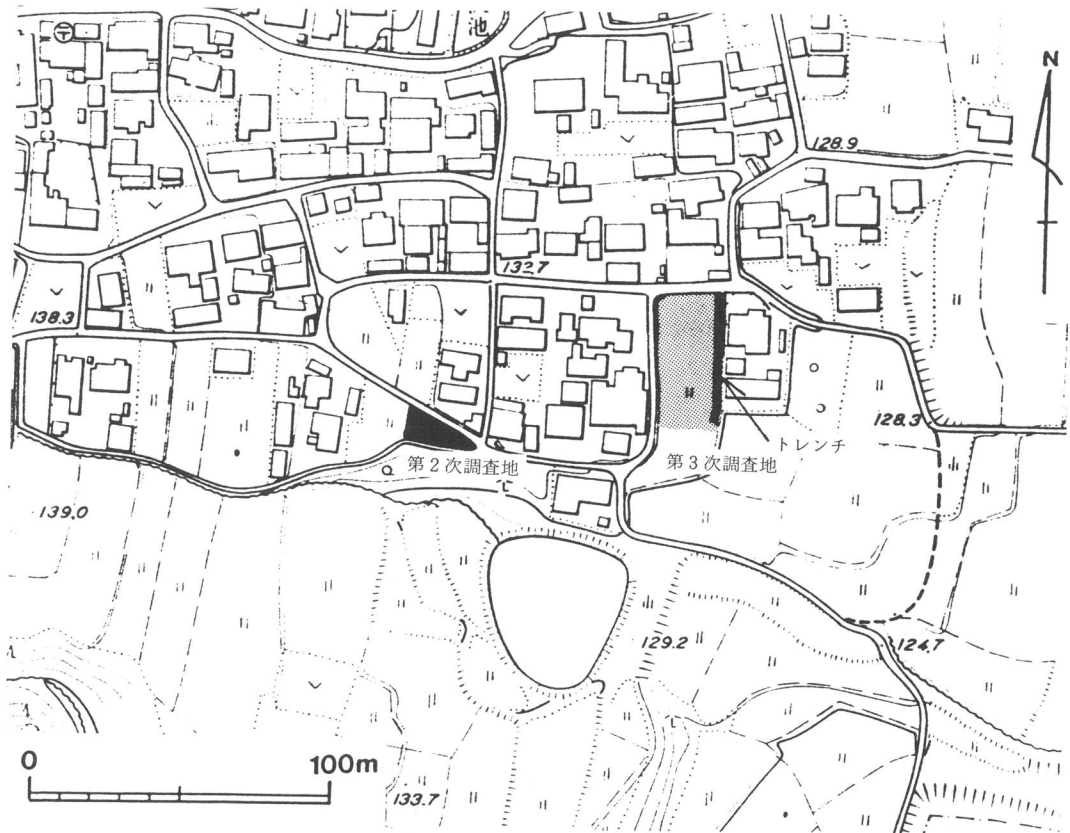


図13 調査地およびトレンチ位置図

設定した。耕作土直下は、第②層になるが、同層は均質な砂質土であり人工的な盛り土とは考え難く、床土はことさらに貼っていないようである。遺物は第②層・第③層に認められた。遺物の密度は、第②層は低いが、第③層は比較的高かった。しかし、いずれも単一時期のものではなく、古墳時代の須恵器のほか中世の土師器等が検出された。また、細片であるためこれ以上の時期の特定はできなかった。調査面積・深度の制約があったため断定はできないが、遺物が細片と化していることや、器表の摩滅の状態から西側の高所より流れてきたものと思われる。

以上のように今回の調査では遺構は検出されなかったが、遺物包含層の存在が確認され、今後、開発等の動向に注意を促す結果となった。

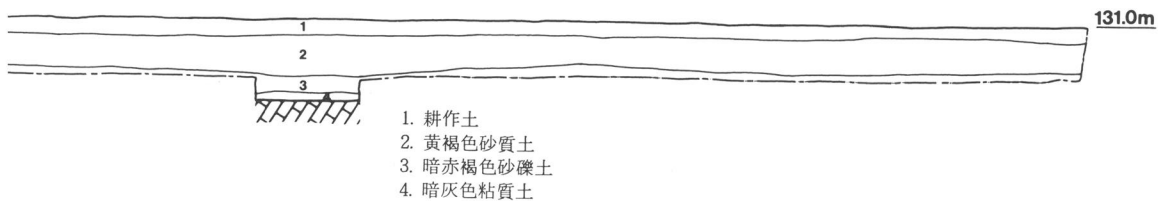


図14 第3次調査西壁断面土層図

## 5. 宮山古墳周堤部隣接地立会調査

平成3年10月27日、御所市室1304番地在住の一瀬昭憲氏より、同地の住宅の建て替えを目的とする発掘届が提出された。当該地は、国指定史跡 宮山古墳の周堤が存在したと推定される位置に隣接するが、新築工事に伴う掘削は大部分が既設建物の基礎工の範囲内に収まるため、当市教育委員会は、工事の立会調査を行いたいとの意見書を付して、これを奈良県教育委員会に進達し、併せて、発掘調査の通知を提出した。

調査は平成4年2月6日に行った。工事は、既設建物撤去後約20cmの盛り土を行い、掘削はこの盛り土面から約40cmを掘りこむものであった。一部、当初から庭等として利用されていた箇所については、盛り土はされずに深さ40cmが掘削された。

調査の結果、いずれの掘削箇所においても、盛り土を除けば暗灰色粘質土の堆積が見られるのみで、遺物・遺構は全く認められず、古墳の外部施設に関する資料は何ら得られなかった。暗灰色粘質土は、周堤等が削平を受けた後に堆積したものと思われる。

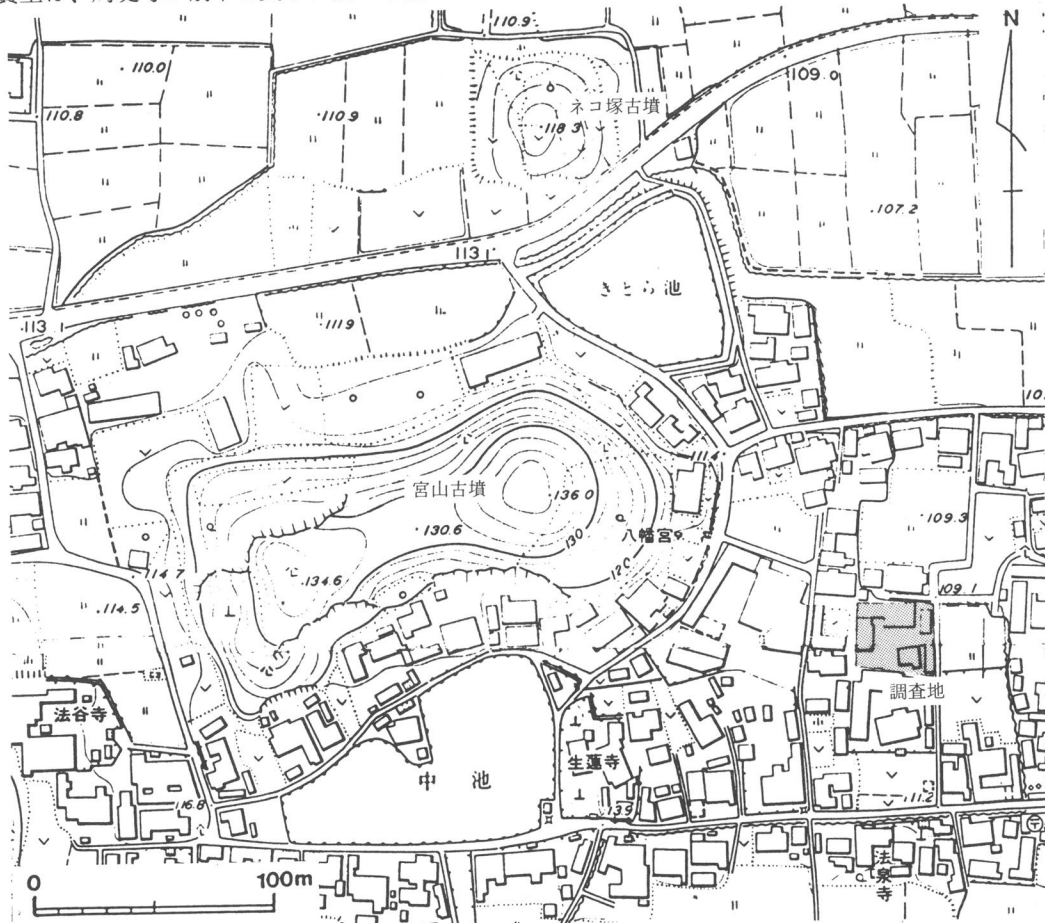


図15 調査地位置図





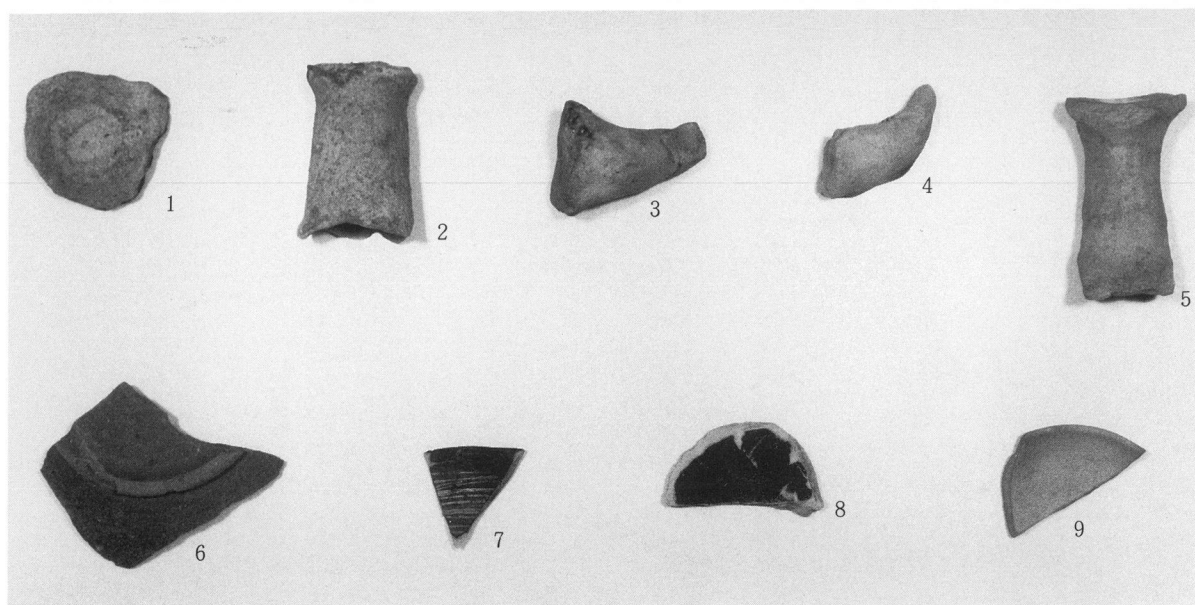
1. 鴨都波遺跡 第13次調査 第3トレンチ (西から)



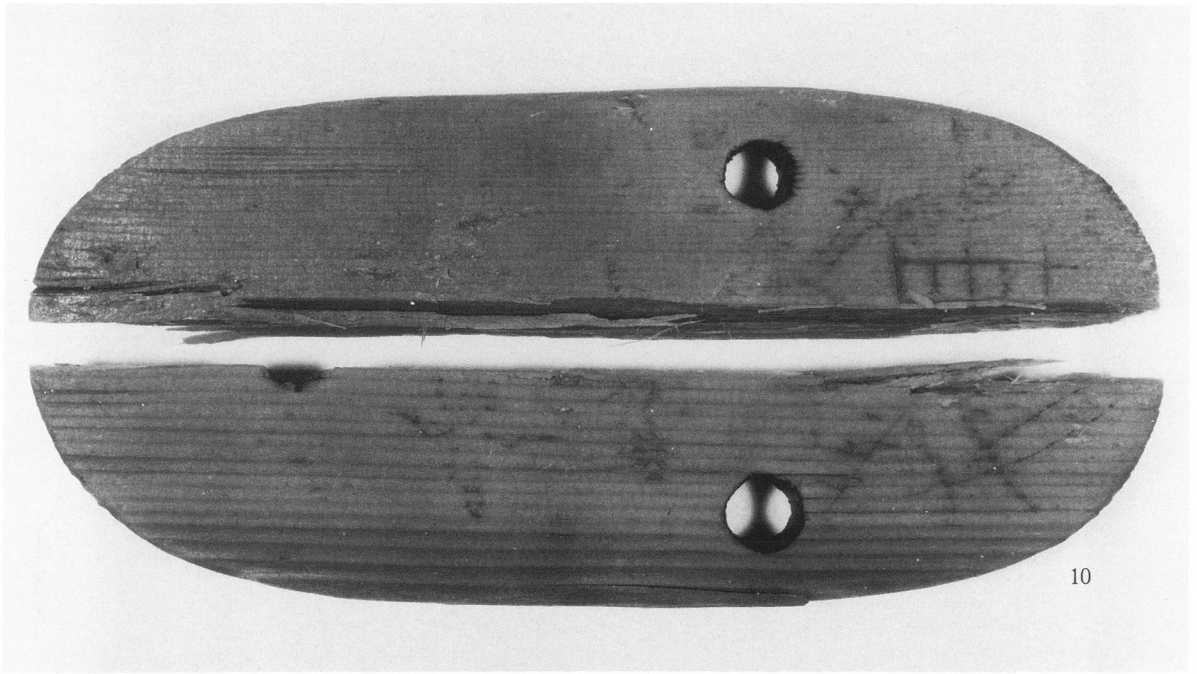
2. 同 出土遺物 (S = 1/3)



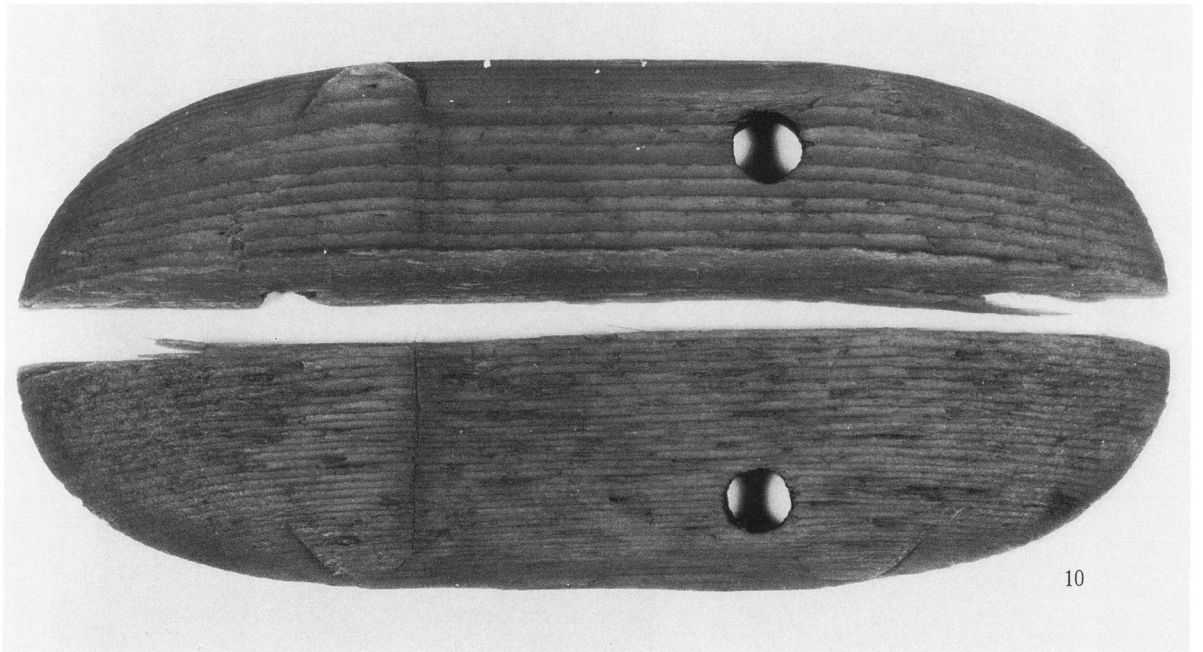
3. 東寺田遺跡 第1次調査 第3トレンチ (北から)



4. 同 ④層 出土土器 (S = 1/3)



5. 同 ④層 出土下駄 (表面) ( $S \approx \frac{1}{2}$ )



6. 同 (裏面) ( $S \approx \frac{1}{2}$ )



7. 佐田遺跡 第5次調査



8. 佐田遺跡 第5次調査  
出土遺物 (S = 1/3)



9. 佐田遺跡 第3次調査



10. 櫛羅ナムギ遺跡 第2次調査



11. 櫛羅ナムギ遺跡 第3次調査



12. 宮山古墳 全景



13. 宮山古墳 周堤隣接地

平成3年度 個人住宅等建築に伴う  
市内遺跡発掘調査  
御所市文化財調査報告書第13集

---

1992年3月31日 印刷  
1992年3月31日 発行

発行 御所市教育委員会  
御所市三 117  
印刷 明新印刷株式会社  
奈良市南京終町3丁目464

---